

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (証券コード: -)

【見直し変更】

外貨建長期発行体格付	AAA
格付の見直し	ネガティブ → 安定的
自国通貨建長期発行体格付	AAA
格付の見直し	ネガティブ → 安定的

■ 格付事由

- (1) 格付は、高度に発展した産業基盤、開放的で耐性の強い経済、発達した金融業と国際金融センターとしての卓越した地位、柔軟で規律のある経済政策、並びにポンドの国際通貨としての役割などにより支えられている。新型コロナウイルス感染症の変異株が拡がりから、一時強化されたロックダウンも、ワクチンの接種の進展と共に漸次緩和されてきており、経済再開へ向けて順調に進んでいる。20年1月のEU離脱より1年が経過し移行期間が終了したが、この間金融市場は大きな混乱なく推移し、20年12月にはEUとの貿易協定に合意が成立して「ハードな離脱」に伴う不確実性への懸念を払拭することができた。コロナ感染症対策の支出のために、財政赤字は大幅に拡大し公的債務も増大しているが、英国政府は中期的に政府債務の増大を容認しない方針を明らかにし、23年に法人税率を引き上げを行う方針を発表している。英国経済が成長軌道に回帰するとともに財政健全化に復帰することは可能とJCRはみている。以上を踏まえ、格付を据え置き、格付の見直しをネガティブから安定的に変更した。
- (2) コロナ感染症対策の支出と景気の悪化による歳入の減少のために、20/21年度の財政赤字はGDP比14.5%と大幅に拡大し、年度末には公的債務GDP比は98%まで増加した。英国政府が3月に公表した21/22年度予算にもコロナ対策の所得支援と企業支援政策の継続が盛り込まれており、GDP比7.6%の赤字となる見直しである。他方で、政府は景気回復が軌道に乗り次第、財政健全化に動く方針を明らかにしており、今回の予算において23年に法人税率を25%に引き上げることを盛り込んだ。予算責任局の見直しでは、22年にGDPはコロナ危機以前の水準を回復、政府債務のGDP比は23/24年度にピークアウトし、25/26年度には均衡財政を達する見直しとなっている。
- (3) 21年1月にEU離脱の移行期間が終了した。経済の中核である金融業の取引が一部、欧州大陸に移動したが、ロンドンの金融街の地位を揺るがすような事態にはなっておらず、20年1月のEU離脱以来、金融以外にも大きな混乱なく推移している。20年12月にはEUとの間で自由貿易協定に合意、EU側の審議が間に合わず暫定発効させる形となったが、「関税ゼロ、手数料、チャージ又は量的制限なし」と19年の政治宣言で示された貿易関係樹立が確定した。通商に加え、交通、漁業、司法協力などの分野を対象とした協定を1年でまとめることができ、英国のEU離脱に伴う懸念の太宗を払拭することができた。一方、21年5月6日に行われたスコットランド議会選では、地域の独立を掲げる与党スコットランド民族党(SNP)等、独立派の政党が全129議席の内72議席を獲得した。すぐに、独立の住民投票が行われる可能性は低いものの、今後の行方を注視したい。
- (4) 主要行のCET1比率は近年、上昇しており、20年のQ3には16%近くになっている。金融セクターの危機への耐性は、2000年代の世界経済危機以降、着実に上がってきた。また、英国にあるクリアリングハウス規制等は22年半ばまで、証券保管機関には21年半ばまでの現状維持が認められた。ただし、今後取引のクリアリング、金融業のサービスを巡って、ドイツ、フランス、オランダ等と競争が加速するのは不可避と見られる。

- (5) 貿易収支が赤字でサービス収支が黒字の状態が続いていることから、20年第4四半期の経常収支 GDP 比は-4.8%であった。一方、金融収支は同 7.1%となった。ポンドの国際通貨としての地位も踏まえ、経常赤字を資本流入でファイナンスしている現在の状況を維持することは難しくないとしている。

(担当) 増田 篤・竹光 大士

■格付対象

発行体：英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）
(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)

【見直し変更】

対象	格付	見直し
外貨建長期発行体格付	AAA	安定的
自国通貨建長期発行体格付	AAA	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年5月27日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：内藤 寿彦
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」(2014年11月7日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・格付関係者が公表した経済・財政運営方針などに関する資料および説明
・経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発行体もしくは中立的な機関による対外公表という、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 非依頼格付について：
本件信用格付は格付関係者からの依頼に基づかない信用格付である。国に対する信用格付である場合を除き、依頼に基づく格付と区別するため格付記号の後に「p」を表示している。格付関係者からは、信用評価に重要な影響を及ぼす非公表情報を入手していない。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル